川西市特別職報酬等審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年１１月１３日

川西市長　越　田　謙 治 郎

川西市規則第　５５　号

川西市特別職報酬等審議会規則の一部を改正する規則

川西市特別職報酬等審議会規則（昭和５２年川西市規則第２３号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1)　改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

(2)　改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

(3)　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
第４条　（略） ２　委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解職されるものとする。	第４条　（略） ２　委員の任期は、３年以内とする。

付　則

この規則は、公付の日から施行する。